

三重県HACCP手法導入認定制度実施要綱（と畜場及び食鳥処理場編）

平成20年10月21日付け健福第06-4986号

（目的）

第1 この要綱は、と畜場の管理者及び食鳥処理業者（以下「事業者」という。）が、HACCP手法に基づき自ら行う衛生管理について、技術支援を通じ認定を与えることにより、と畜場及び食鳥処理場（以下「処理場」という。）における自主衛生管理を促進し、もって消費者にとって、高品質で安全な食肉及び食鳥肉を提供することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱における定義は次のとおりとする。

一 HACCP手法

HACCPの考え方を取り入れた、自主衛生管理の手法

（対象施設）

第3 対象施設は、次に掲げる四日市市を除く県内の施設とする。

一 と畜場法第4条に基づくと畜場

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条に基づく認定小規模食鳥処理業者を除く食鳥処理場

（取組への申請）

第4 この要綱に定めるHACCP手法に取り組む事業者は、取組申請書（様式第1号）を知事へ提出するものとする。ただし、次に定める事業者の申請は認めないものとする。

一 第9に規定する認定の取り消しを受けた者

二 知事が適当でない判断した者

（技術支援）

第5 知事は、別表1に定める項目に基づき、処理場に対し衛生管理について技術支援を行うものとする。

（定期審査）

第6 知事は、別表1に定める項目について、処理場のHACCP手法導入状況について定期的に審査するものとする。

2 前項の審査は、と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく食鳥検査員による検査又は試験（「外部検証」）とあわせて行うことができる。

（認定）

第7 定期審査においてと畜場法施行規則に定める項目がすべて適合であり、且つ、三重県が独自に定めた項目の評価基準点数の合計が80点以上（必須事項は0点でないこと）を満たした事業者は、HACCP手法導入施設として認定を受けるため、認定申請書（様式第2号）を知事へ提出することができる。

2 知事は、前項の申請書の提出のあった事業者に対し、その取組が一定期間維持できていると認められる場合は、次の委員で構成する審査会に対して意見を求めたうえ、認定を行うものとする。

- 一 食品安全課長
- 二 松阪食肉衛生検査所長
- 三 一般社団法人三重県食品衛生協会事務局長

3 知事は、HACCP手法導入施設として適当と判断した事業者及び処理場に対し認定書（様式第3号）を交付するものとする。

4 認定証の有効期間は3年とする。

（改善の指示）

第8 知事は、定期審査の結果当該処理場の衛生管理が一定水準に達しなくなった処理場に対し改善の指示を行うものとする。

（認定の取消）

第9 知事は、第7第2項に規定する認定を受けた事業者及び処理場について、次の場合は認定を取り消すことができる。

- 一 第8に規定する改善がないと判断したとき
- 二 食品衛生上重大な事故又は事件を起こしたとき
- 三 処理場を廃業したとき。

（その他）

第10 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 平成17年10月25日施行「食鳥処理場HACCP手法推進・認定要領」に基づく認定期間は、本要綱第7第2項に定める一定期間とみなす。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱に基づいて調製した用紙は、この要綱施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

取組申請書

令和 年 月 日

三重県知事 ○○ ○○ 宛て

住 所

事業者名

(法人の場合は代表者の氏名も)

電 話

三重県HACCP手法導入認定制度実施要綱第4の規定に基づきHACCP手法に取り組みますので下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 業 種 (どちらかに○をつけて下さい)
 - ・ 食鳥処理場
 - ・ と畜場

様式第2号

認定申請書

令和 年 月 日

三重県知事 ○○ ○○ 宛て

住 所

事業者名

(法人の場合は代表者の氏名も)

電 話

三重県HACCP手法導入認定制度実施要綱第7に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 添付書類
 - (1) 別表2 処理場認定チェック表 (直近のもの)
 - (2) 製品説明書
 - (3) 図面
 - (4) 工程一覧図
 - (5) 重要管理点整理表 (記録様式添付)
 - (6) 一般的衛生管理マニュアル
 - (7) HACCP総括表

H A C C P 手法導入施設 認 定 証

認定番号 第 号
有効期限 令和 年 月 日

業 種

事業者名

施設名

施設所在地

上記の施設は、三重県H A C C P 手法導入認定制度実施要綱第7の規定に基づく「H A C C P 手法導入施設」として認定します。

令和 年 月 日

三重県知事 ○○ ○○